平成２９年（フ）第６７号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田28番地１
債務者　前田　克也
１　決定年月日時　平成29年11月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
青森県五所川原市松島町５丁目１番地　市営住宅６－１
債務者　葛西ゆき子
１　決定年月日時　平成29年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
青森県弘前市大字松森町38番地２　コーポスカイハイツ22号、旧住所青森県弘前市大字薬師堂字熊本28番地２
債務者　花田　慎也
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２０９号
神奈川県小田原市荻窪530番地の１　田中アパート105
債務者　須永　薫子
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４７９号
熊本市西区城山大塘３丁目７番２号
債務者　下村　和子（旧姓飯田・松岡）
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３１９号
埼玉県東松山市幸町５番18号　幸美ハイツ202
債務者　イワシロ　ジュヴィー　グレイス　デハーロこと　ＩＷＡＳＨＩＲＯ　ＪＵＶＹ　ＧＲＡＣＥ　ＤＥＪＡＲＯ
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３２３号
埼玉県本庄市栄３丁目５番26号
債務者　新井　栄一
１　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第８７４０号
東京都立川市富士見町１丁目５－１－106
債務者　下臺　元総
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７６９号
東京都荒川区東尾久２丁目36－13
債務者　田仲由紀子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７８８号
東京都北区滝野川３丁目18－15　ハイムＪ－201
債務者　富幸子こと　冨　　幸子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７９５号
東京都新宿区中井２丁目11－３－306
債務者　二宮　和人
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８０５号
東京都大田区池上６丁目37－３－302
債務者　渡邊美佐子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８０７号
東京都荒川区南千住７丁目23－17－401
債務者　玉田　佳恵
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８１１号
東京都目黒区上目黒５丁目24－14　フラッツＫ＆Ｎ－102
債務者　深津　健介
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８１２号
東京都北区上十条１丁目６－３－405
債務者　菊池　俊雄
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８１４号
東京都新宿区市谷台町１－３－304
債務者　武部由美子
１　決定年月日時　平成29年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部